

令和3年度 人権どこでも講座補助金交付要綱

1. 事業目的等

様々な人権に関する市民の学習機会の拡大を目的とし、団体等（市民並びに自治会、企業等）が主催する講座等の講師謝礼の一部を補助する。

2. 事業実施団体

舞鶴市民で組織する概ね10人以上の団体等

3. 対象経費及び補助金の額

【対象経費】講師謝礼

【補助金の額】（1）講師が市内在住の場合 1万円以内（交通費を含む）

（2）講師が市外在住の場合 3万円以内（交通費を含む）

4. 交付申請

（1）対象事業を実施する団体等は、別紙様式1に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

①事業計画書

②収支予算書

③会員名簿・会則等の写し

④その他市長が必要と認める書類

（2）補助金に係る消費税仕入控除税額がある場合は、これを減額して申請すること。ただし、申請時において、消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

5. 交付決定

市長は、団体等から交付申請書等の提出があったときは、速やかにその内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を別紙様式2により申請者に通知する。

6. 変更申請

団体等は、次に掲げる事項が生じた場合には、別紙様式3により変更承認を受けなければならない。

（1）事業内容の変更

（2）本事業の実施が不可能となった場合

7. 事業完了報告書の提出

団体等は、事業を完了した日から30日を経過した日又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに、別紙様式4により市長に提出しなければならない。

8. 補助金の額の確定及び交付

市長は、実績報告書の提出を受けた日から40日以内に、報告書等の審査を行った上で、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別紙様式5により団体等に通知し、補助金を交付する。

9. その他

（1）事業完了後に消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税仕入控除税額確定報告書（別紙様式6）を提出しなければならない。市長は、提出された報告書を審査した上で、消費税仕入控除税額の全額または一部の返還を命ずる。

（2）団体等は、交付を受けた補助金に係る書類等を5年間保存しなければならない。

（3）交付決定前に事業に着手する場合は、別紙様式7によりその旨を届け出ること。